株式会社カネボウ化粧品に対する債権の株式化について

平成16年12月16日 株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者に対する債権の一部の株式化(債権の一部現物出資による種類株式の取得)を決定しました。

1.対象事業者の氏名又は名称 株式会社カネボウ化粧品

2 . 経緯及び債権株式化の理由

本件対象事業者につきましては、平成 16 年 3 月 10 日に株式会社産業再生機構法(平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。)第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、同月 30 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。その後、対象事業者は事業再生計画に沿って順調に業績を伸ばしています。

今回の債権の一部の株式化は、こうした順調な業績を前提に、対象事業者の市場価値をより高める観点から、営業権等の一括償却と併せて、資産、負債、資本の再構築の一環として行うものです。これにより、対象事業者における損益の黒字化と資本の充実が早期に達成され、将来キャッシュフローから導かれる企業価値に加えて、財務会計上の評価も高めることができ、機構として投下資金回収の選択肢が広がると考えています。

3.債権及び保有株式の変動内容

機構は対象事業者の第三者割当増資を引き受け、対象事業者に対する既保 有債権 2,800 億円のうち 1,500 億円を対象事業者に対して現物出資し、同額 の種類株式を取得します。

この債権の株式化ののち機構が対象事業者に対して有する株式及び債権は、

普通株式 860 億円(議決権の86%:変更なし)

種類株式 1,500 億円 (種類株式の100%、議決権なし)

債権 1,300 億円

となります。

4 . 主務大臣の意見 意見なし

対象事業者の業績、種類株式の詳細等につきましては、対象事業者から本日プレスリリースが行われます。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9 階

株式会社産業再生機構 企画調整室

電話番号 03-6212-6437